

## 小規模工事等契約希望者

### 登録制度について

この制度は、市内に主たる事業所を有する法人または住所を有する個人で、市競争入札参加資格審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度です。

市が発注する工事等のうち小規模な工事等の受注および施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることに

より、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。この制度に登録を希望される方は「小規模工事等契約希望者登録申請書」を次のとおり提出してください。

▼受付期間：3月1日(金)～29日

(金) (土、日、祝日を除く)

▼受付時間：午前の部 午前9時～11時30分まで / 午後の部 午後1時～5時まで

▼受付場所：伊奈庁舎財政課

▼登録期間：5月1日～平成27年4月30日

▼提出書類：小規模工事等契約希望者登録申請書(フォルダ1・緑色)

※添付書類などの詳細については、市ホームページでご確認ください。

▼申請方法：直接持参

申問 伊奈庁舎財政課 ☎58-2111 (内線1233)

## 農振除外の申請について

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。市では、農用地区域内農地の

除外申請を次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限厳守)に申請願います。

なお、申請書類に記入漏れ、または不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないことを受け付けることができませんので、事前に産業経済課まで相談されるようお願いいたします。

▼受付期間：4月1日(月)～30日(火)まで

※土、日、祝日は除く。

※受付は、4月、8月、12月の年3回です。

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58-2111 (内線8157)

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58-2111 (内線8153)

## 春季全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防に関する意識を強く持ち、火災の発生を未然に防止しましょう。

また、これからの時期は枯草火災の多発する時期でもあります。タバコの投げ捨ては絶対にやめてください。

### 『消すまでは出ない行かない離れない』

#### 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

##### 3つの習慣

- 寝たばこは、やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

##### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、燃えにくい製品(防災製品)を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

##### 住宅用火災警報器を

設置しましょう!

消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられました。住宅火災の逃げ遅れ者を無くすためにも、設置しましょう。

●設置が必要な場所

- ・寝室
- ・階段の上部(2階以上に寝室がある場合)

##### 悪質な訪問販売にご注意を!

消防署の職員が、住宅を訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。

問 つくばみらい消防署 ☎58-0111 / 谷和原出張所 ☎25-3119 / 東部出張所 ☎52-1190

## 水稻初期病害虫防除薬剤補助事業終了のお知らせ

これまで市では、水稻の良質米生産を図るため、箱苗薬剤を使用した農業者・生産集団に対して購入代金の一部補助を実施してきました。しかし、近年の

市内産米の品質が向上し、当事業の目的を達成したことから、平成24年度をもって補助金の交付を終了します。ご理解ご協力をお願いします。

